

第107回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月27日(火曜日) 午前10時
受付開始 午前9時

開催場所

神奈川県横浜市西区みなとみらい五丁目1番1号
横浜グランゲート2階
TKPガーデンシティPREMIUM横浜駅新高島 Aホール
(受付：Bホール)

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 取締役に対する株式報酬制度の一部変更及び延長の件

会場変更のお知らせ

会場が昨年と異なります。末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。

お土産及び懇親会について

本株主総会においては、お土産はご用意しておりません。また、懇親会の予定もございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/5988/>



|ごあいさつ



株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
第107回定時株主総会を6月27日（火曜日）に開催いたしますので、「招集ご通知」をお届けいたします。

また、第107期の概況と今後の取り組みについて、ご報告申し上げますのでご高覧頂ければ幸いです。

代表取締役社長 島津幸彦

目次

第107回定時株主総会招集ご通知……………	2
-----------------------	---

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件……………	6
第2号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）7名選任の件…	7
第3号議案 取締役に対する株式報酬制度の 一部変更及び延長の件……………	15

事業報告

1 企業集団の現況 ……………	23
2 会社の現況 ……………	33

連結計算書類……………	47
-------------	----

計算書類……………	50
-----------	----

監査報告……………	53
-----------	----

株主各位

証券コード 5988

2023年6月6日

(電子提供措置の開始日 2023年6月5日)

神奈川県横浜市西区花咲町六丁目145番地

株式会社パイオラックス

代表取締役社長 島津 幸彦

第107回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第107回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、2023年6月26日（月曜日）営業時間終了の時（午後5時30分）までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにもアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.piolax.co.jp/jp/shareholder/meeting/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「パイオラックス」又は「コード」に当社証券コード「5988」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

敬具

記

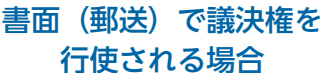
1 日 時	2023年6月27日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	神奈川県横浜市西区みなとみらい五丁目1番1号 横浜グランゲート2階 TKPガーデンシティPREMIUM横浜駅新高島 Aホール（受付：Bホール） (会場が昨年と異なります。末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。)
3 目的事項	報告事項 1. 第107期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第107期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 第3号議案 取締役に対する株式報酬制度の一部変更及び延長の件
4 議決権行使等についてのご案内	4 頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・計算書類の個別注記表
 従って、株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。



株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月26日（月曜日）
午後5時30分到着分まで



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月26日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2023年6月27日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3号議案

- 賛成の場合 >> **「賛」** の欄に○印
- 反対する場合 >> **「否」** の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

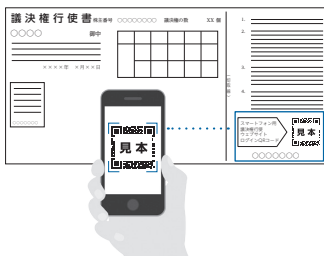
- ・書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

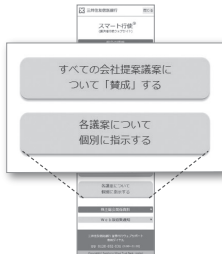
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



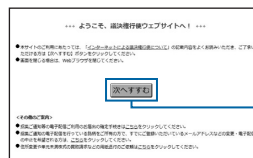
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

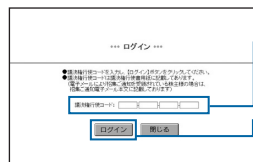
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

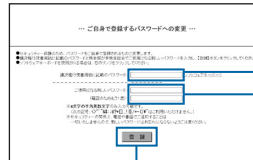
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営上の重要政策と位置づけ、企業価値向上に資する成長投資を確保しつつ、資本効率性を勘案した、弾力的な利益還元を行うことを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項 及びその総額

当社普通株式1株につき金**57円**といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は**2,013,882,447円**となります。

これにより、中間配当金（1株につき**43円**）と合わせまして
年間配当金は1株につき**100円**となります。

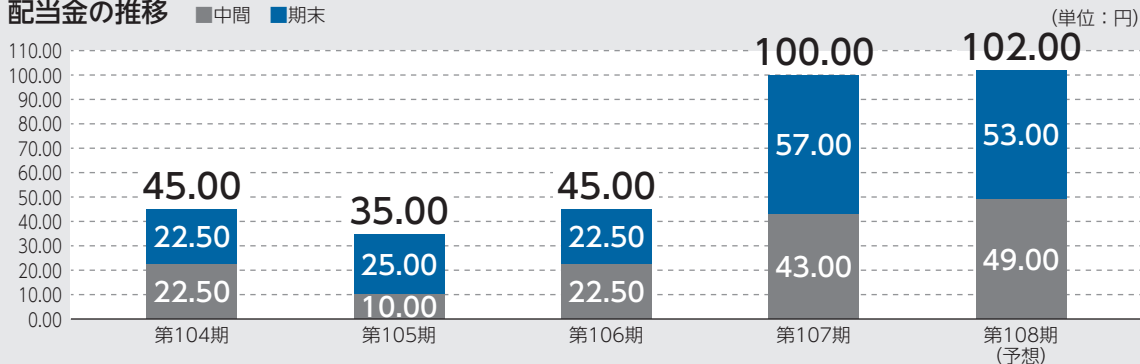
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月28日

<ご参考>

配当金の推移

■中間 ■期末



(注1) 第107期から第109期までの3期間は、連結配当性向100%を目標に配当を実施しております。

(注2) 第108期（予想）の中間配当金には、創業90周年記念配当10.00円が含まれております。

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして、当社監査等委員会は、各候補者とも当社の取締役として、妥当であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の地位及び担当等	属 性
1	しま づ ゆ き ひ こ 島 津 幸 彦	代表取締役社長・社長執行役員 取締役会議長 百奥来仕（中国）投資有限公司董事長	再 任
2	なが みね みち お 永 峯 道 男	代表取締役専務・専務執行役員 社長補佐	再 任
3	すず き とおる 鈴 木 徹	取締役・上席執行役員 営業部門統括・設計部門統括・購買部門統括	再 任
4	ます だ しげる 増 田 茂	取締役・上席執行役員 生産物流部門統括・品質保証部門統括 (株)ピーエムティー取締役社長	再 任
5	かじ まさ あき 梶 雅 昭	取締役・上席執行役員 管理部門統括・IT部門統括・関係会社統括・人事部長 百奥来仕（中国）投資有限公司総裁・東莞百奥仕汽車精密配件有限公司総裁兼董事長・武漢百奥仕汽車精密配件有限公司総裁兼董事長	再 任
6	おち あい ひろ ゆき 落 合 宏 行	取締役 社会福祉法人とよた光の里理事長	再 任 社 外 独 立
7	あか ばね ま き こ 赤 羽 真 紀 子	取締役 CSRアジア(株)日本代表	再 任 社 外 独 立

再 任 再任取締役候補者

社 外 社外取締役候補者

独 立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者
番号

1

しま づ ゆ き ひ こ
島 津 幸 彦 (1957年9月10日生)

再 任



- 所有する当社の株式数
60,334株
- うち、株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数
13,234株
- 取締役会出席状況
18/18回

略歴、当社における地位及び担当

1981年 3 月	当社入社	2006年 6 月	当社取締役営業 S B U長兼海外営業部長
1999年 7 月	当社海外営業部長	2010年 4 月	当社代表取締役社長
2001年 8 月	パイオラックス コーポレーション取締役社長	2016年 6 月	当社代表取締役社長・社長執行役員（現任）
2005年 6 月	当社取締役		

担当

取締役会議長

重要な兼職の状況

百奥来仕（中国）投資有限公司董事長

取締役候補者とした理由及び期待される役割

2010年4月から現在に至るまで、当社代表取締役社長を務め、「ONE PIOLAX」を合言葉に国内外における当社グループの発展をリードしてきました。また2001年8月から2006年5月まで、米国において子会社社長に就任し、現在も中国拠点統括子会社の董事長を兼任するなど、当社のグローバル化に貢献しております。

このような経験、培われた見識及び人脈は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社事業のグローバル展開や企業価値向上に貢献できることを期待し、取締役候補者といたしました。

候補者
番 号

2

なが みね みち お
永 峯 道 男 (1957年3月15日生)

再 任



- 所有する当社の株式数
9,024株
- うち、株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数
9,024株
- 取締役会出席状況
18/18回

略歴、当社における地位及び担当

1979年 4 月	日本開発銀行（現（株）日本政策投資銀行）入行	2008年 6 月	当社取締役購買部長
2003年 6 月	（株）日本政策投資銀行情報企画部長	2012年 6 月	当社取締役H R 室長
2007年 6 月	当社参与	2013年 4 月	当社常務取締役H R 室長
2007年 7 月	当社参与E R P 推進部長	2015年 4 月	当社常務取締役
2008年 4 月	当社参与購買部長	2016年 6 月	当社常務取締役・常務執行役員
		2019年 6 月	当社代表取締役専務・専務執行役員（現任）

担当

社長補佐

取締役候補者とした理由及び期待される役割

2013年4月から当社常務取締役を務め、企画管理部門、購買部門、I T 部門、関係会社の統括責任者として当社の発展に貢献し、2019年6月から現在に至るまで当社代表取締役専務として当社グループの発展をリードしてきました。また2007年6月の当社入社の前職は（株）日本政策投資銀行の経営幹部に就任するなど、I T ・財務に精通し相当の知見を有しております。

このような経験、培われた見識及び人脈は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社事業のグローバル展開や企業価値向上に貢献できることを期待し、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

3

すず き とおる
鈴木 徹

(1962年3月1日生)

再任



- 所有する当社の株式数
14,535株
- うち、株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数
3,435株
- 取締役会出席状況
18/18回

略歴、当社における地位及び担当

1985年3月	当社入社	2016年6月	当社上席執行役員・東莞百樂仕汽車精密配件有限公司總經理兼武漢百樂仕汽車精密配件有限公司總經理
2001年12月	(株)ピーエスティー取締役社長	2019年1月	当社上席執行役員・東莞百樂仕汽車精密配件有限公司總裁・武漢百樂仕汽車精密配件有限公司總裁・上海百奧來仕貿易有限公司總裁兼總經理
2005年4月	当社真岡工場長	2019年6月	当社取締役・上席執行役員・営業SBU長
2008年6月	当社真岡工場長・(株)ピーエムティー取締役社長	2021年6月	当社取締役・上席執行役員(現任)
2010年6月	当社執行役員・富士工場長兼(株)ピーエムティー取締役社長		
2011年6月	当社取締役常務執行役員・富士工場長		
2014年1月	当社取締役常務執行役員・東莞百樂仕汽車精密配件有限公司總經理兼武漢百樂仕汽車精密配件有限公司總經理		

担当

営業部門統括・設計部門統括・購買部門統括

取締役候補者とした理由及び期待される役割

2010年6月から当社執行役員を務め、2011年6月には当社取締役に就任し、生産物流部門及び品質保証部門の責任者となりました。その後、2014年1月から中国において子会社總經理に就任、2016年6月の当社監査等委員会設置会社移行に伴い上席執行役員に就任後、2019年1月には中国拠点統括会社の總裁兼總經理に就任し、世界最大の自動車市場である中国に精通しております。2019年6月から当社取締役に就任し、現在は、営業部門・設計部門・購買部門の統括責任者として当社の発展に貢献しております。また、2001年12月から2005年3月までプレス専門子会社の(株)ピーエスティー取締役社長、2008年6月から2011年5月まで金型専門子会社の(株)ピーエムティー取締役社長に就任するなど子会社の経営体質強化にも取り組んでまいりました。

このような経験、培われた見識及び人脈は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社事業のグローバル展開や企業価値向上に貢献できることを期待し、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

4

ます だ しげる
増田 茂

(1963年8月12日生)

再 任



- 所有する当社の株式数
22,554株
- うち、株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数
2,054株
- 取締役会出席状況
18/18回

略歴、当社における地位及び担当

1987年 3 月	当社入社	2014年 1 月	当社執行役員・開閉機構部品 S B U長・生産技術室長
2004年 4 月	当社生産技術室室長	2016年 6 月	当社上席執行役員・開閉機構 部品S B U長・生産技術室長
2006年 4 月	当社燃料系部品S B U製造グ ループグループリーダー	2018年 6 月	当社上席執行役員・ファスナ ーS B U長・生産技術部長
2010年 6 月	当社ファスナーS B U製造グ ループグループリーダー・真 岡工場長	2020年 8 月	当社取締役・上席執行役員・ ファスナーS B U長
2011年 6 月	当社執行役員・開閉機構部品 S B U長	2022年 6 月	当社取締役・上席執行役員・ (株)ピーエムティー取締役社長 (現任)

担当

生産物流部門統括・品質保証部門統括

重要な兼職の状況

(株)ピーエムティー取締役社長

取締役候補者とした理由及び期待される役割

2011年6月から当社執行役員、開閉機構部品S B U長を務め、2018年6月から上席執行役員、ファスナーS B U長、生産技術部長、2020年8月から当社取締役を務め、生産物流部門、品質保証部門の統括責任者として当社グループの発展に貢献しております。また、2022年6月から金型専門子会社の(株)ピーエムティー取締役社長を務めるなど子会社の経営体質強化にも取り組んでおります。

このような経験、培われた見識及び人脈は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社事業のグローバル展開や企業価値向上に貢献できることを期待し、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

5

かじ まさ あき
梶 雅 昭

(1963年3月1日生)

再任



- 所有する当社の株式数
一株
- うち、株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数
0株
- 取締役会出席状況
14/14回

略歴、当社における地位及び担当

1985年4月	日本開発銀行（現 ㈱日本政策投資銀行）入行	2020年12月	当社上席執行役員・百奥来仕（中国）投資有限公司総裁兼総経理・東莞百樂仕汽車精密配件有限公司総裁・武漢百樂仕汽車精密配件有限公司総裁
2005年4月	㈱日本政策投資銀行 ニューヨーク事務所主席駐在員		
2010年6月	同行 情報企画部長		
2014年4月	当社入社	2022年6月	当社取締役・上席執行役員・人事部長・百奥来仕（中国）投資有限公司総裁・東莞百樂仕汽車精密配件有限公司総裁兼董事長・武漢百樂仕汽車精密配件有限公司総裁兼董事長（現任）
2014年6月	当社参与 E R P 推進部長		
2016年6月	当社執行役員・人事部長・グローバルIT統括部長		
2019年6月	当社上席執行役員・上海百奥来仕貿易有限公司総裁兼総経理・東莞百樂仕汽車精密配件有限公司総裁・武漢百樂仕汽車精密配件有限公司総裁		

担当

管理部門統括・IT部門統括・関係会社統括・人事部長

重要な兼職の状況

百奥来仕（中国）投資有限公司総裁
東莞百樂仕汽車精密配件有限公司総裁兼董事長
武漢百樂仕汽車精密配件有限公司総裁兼董事長

取締役候補者とした理由及び期待される役割

2016年6月に当社執行役員に就任、人事部門、IT部門の責任者を務めました。2019年6月から上席執行役員として世界最大の自動車市場である中国の統括責任者となり、拡販活動を推進しました。2022年6月から当社取締役を務め、管理部門、IT部門、関係会社の統括責任者として当社グループの発展に貢献しております。また、当社入社の前職は、㈱日本政策投資銀行で企業審査部門等を歴任し、加えて米国勤務経験を経て経営幹部に就任するなど、企業経営・IT・財務に精通しております。

このような経験、培われた見識及び人脈は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社事業のグローバル展開や企業価値向上に貢献できることを期待し、取締役候補者としていたしました。

候補者
番 号

6

お ち あ い ひ ろ ゆ き

落 合

宏 行

(1956年10月24日生)

再 任

社 外

独 立



- 所有する当社の株式数
一株
- 取締役会出席状況
14/14回

略歴、当社における地位及び担当

1979年 4 月	トヨタ自動車工業(株)入社	2013年 6 月	(株)FTS代表取締役社長
2008年 6 月	トヨタ自動車(株) 常務役員	2013年 7 月	愛知県経営者協会常任理事
2008年 7 月	トヨタ・モーター・ヨーロッパ Executive Vice President	2018年 3 月	中部経済同友会幹事
2012年 4 月	トヨタ自動車(株) 上郷工場長/下山工場長	2022年 6 月	当社社外取締役 (現任)
		2022年10月	社会福祉法人とよた光の里理事長 (現任)

重要な兼職の状況

社会福祉法人とよた光の里理事長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

2008年6月にトヨタ自動車(株)の常務役員に就任後、トヨタ・モーター・ヨーロッパEVP、上郷工場長/下山工場長、2013年6月より(株)FTS社長を歴任いたしました。経営幹部として欧州勤務を経験したほか、愛知県経営者協会常任理事、中部経済同友会幹事等の公職を歴任し、2022年6月には社会福祉法人とよた光の里理事長に就任するなど、自動車業界のみならず経営における豊富な経験、知見を有しております。また、2022年6月から現在に至るまで、当社社外取締役を務めております。このような経験、培われた見識及び人脈は、当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の社外取締役の独立性基準を満たしていることから、引き続き当社事業のグローバル展開や企業価値向上に貢献できることを期待し、社外取締役候補者いたしました。

候補者
番号

7

あ か ば ね ま き こ
赤羽 真紀子

(1969年11月21日生)

再 任

社 外

独 立



- 所有する当社の株式数
一 株
- 取締役会出席状況
14/14回

略歴、当社における地位及び担当

1993年 4 月	(株)三菱銀行入社	2006年11月	日興アセットマネジメント(株) CSR室長
2001年 1 月	スターバックスコーヒーチャ パン(株)広報室環境事業チーム マネージャー	2010年 4 月	CSRアジア(株)日本代表 (現 任)
2003年 8 月	(株)セールスフォース・ドット コム社会貢献部長	2022年 6 月	当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

CSRアジア(株)日本代表

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

2001年1月からスターバックスコーヒーチャパン(株)広報室環境事業チームマネージャー、2003年から(株)セールスフォース・ドットコム社会貢献部長、2006年11月から日興アセットマネジメント(株)CSR室長を歴任し、2010年4月より現在に至るまでCSRアジア(株)日本代表を務めております。サステナビリティの専門家として環境省、世界銀行、大学等での講演活動のほか、企業が発行するCSR報告書に対する第三者意見や指導を行い、日本ビジネス界におけるサステナビリティ及びCSRの取組みを牽引しています。また、2022年6月から現在に至るまで、当社社外取締役を務めております。

このような経験、培われた見識及び人脈は、当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の社外取締役の独立性基準を満たしていることから、引き続き当社のESG経営推進上の非財務価値の向上に貢献できることを期待し、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者の取締役会出席状況には、書面決議を含んでおりません。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 落合宏行氏及び赤羽真紀子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 落合宏行氏及び赤羽真紀子氏は現在、当社の社外取締役ですが、両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、落合宏行氏及び赤羽真紀子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社及び対象子会社の取締役を含む被保険者の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、故意・または重過失に起因する場合を除く）。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 落合宏行氏及び赤羽真紀子氏は(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

取締役に対する株式報酬制度の一部変更及び延長の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「株式報酬」で構成されているところ、このうち「株式報酬」は、2017年6月28日開催の第101回定時株主総会において、信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）として株主の皆様のご承認（以下「前回総会決議」といいます。）をいただき導入したのですが、本議案は、本制度をその内容を一部変更したうえで延長することについてご承認をお願いするものです。

なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として導入したものです。今般、本制度に中期経営計画期間における業績との連動要素を追加することにより、取締役に対してより一層の業績目標の達成と企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることといたします。

変更後の本制度による報酬枠は、2016年6月28日開催の第100回定時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬の限度額（年額250百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠とします。また、本議案による変更後の本制度による報酬は、2024年3月末日で終了する事業年度から2026年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じとします。）を対象とします（ただし、下記のとおり、対象期間を延長することがあります）。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告（3）会社役員の状況⑤取締役の報酬等に記載のとおりであり、本議案の承認可決を条件として、その内容を、本議案に記載のとおり変更することを2023年5月12日開催の取締役会において決議しております。しかるところ、本議案の内容は、変更後の当該方針に沿って報酬等を支給するために必要かつ合理的なものであるため、本議案の内容は相当であると判断しております。

また、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は5名となります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討を行った結果、特段非議すべき事項はない旨を確認しております。

※本議案が原案どおり承認可決された場合、当社の執行役員に対しても同様の業績連動型株式報酬制度を導入する予定です。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

本制度の延長にあたり、従前の本制度の内容を一部変更いたします。変更後の本制度に係る報酬等の額及び内容等は以下のとおりです。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（2017年の本制度導入時に設定済みです。以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者	当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）
② 対象期間	2024年3月末日に終了する事業年度から2026年3月末日に終了する事業年度まで
③ ②の対象期間3事業年度において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金160百万円（※）
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり60,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

（※）本議案を原案のとおりご承認いただいた場合には、以降、前回総会決議に基づき当社が本信託に金銭を追加信託することはいたしません。当社がこれまでに信託し本信託内に残存している金銭が、変更後の本制度に基づき取締役に対し交付するための当社株式の取得資金として使われることがあります。

(2) 当社が拠出する金銭の上限

当社は、設定済みの本信託の信託期間を延長するとともに、本制度に基づき取締役に対し株式報酬として交付するために必要な当社株式の取得資金として、対象期間中に、合計金160百万円を上限とする金銭を取締役に対する報酬として追加信託することといたします。本信託は、当社が信託した金銭を原資（上記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託内に残存している金銭を含みます。）として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

※当社が実際に本信託に追加信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間をさらに延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金80百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加信託し、下記（3）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

なお、変更前の本制度のために本信託が取得済みである当社株式が、変更後の本制度に基づく交付として本信託から取締役に對して交付されることがあります。

（3）取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

①取締役に對するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績目標（初回は中期経営計画において掲げている「当期純利益」と「ROE」を予定しております。）の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり60,000ポイントを上限とします。

②付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が自己都合により退任する場合等には、それまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③取締役に對する当社株式の交付

各取締役は原則としてその退任時に所定の手續を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式（なお、変更前の本制度に基づき付与されたポイント見合いの当社株式を含みます。）の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金

銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

ご参考)

2023年5月12日開催の取締役会において、役員報酬等の内容の決定に関する方針等を以下のとおり改定いたしました。

(役員報酬の基本思想)

優秀な人材を確保・維持できる水準であること。

企業価値増大への取組みを促進すること。

株主と利害を共通すること。

- ・ 当社の役員報酬水準は、外部調査機関による役員報酬調査データにて、当社と同事業規模の他企業の水準を確認し設定しています。
- ・ 業務執行取締役の報酬は、基本報酬、短期インセンティブ報酬としての金銭賞与、長期インセンティブ報酬としての業績連動型株式報酬で構成し、毎期の持続的な業績改善に加えて中期的な成長を動機づける設計としています。
- ・ 業務執行から独立した社外取締役と監査等委員である取締役に対しては基本報酬のみを支給します。
- ・ 役員報酬決定方針及び毎年の役員報酬は、指名・報酬諮問委員会の協議を経て取締役会で決定しています。また、監査等委員である取締役の報酬水準については、指名・報酬諮問委員会の協議を経て監査等委員会で決定しています。
- ・ 同諮問委員会は業務執行取締役、社外取締役、監査等委員である取締役で構成され、独立社外役員が過半を占める体制としています。
- ・ なお、取締役及び監査等委員である取締役について、退職慰労金制度はありません。

a. 基本報酬に関する方針

- ・ 取締役の役割と役位に応じて金額を決定し、月額固定報酬として支給します。
- ・ 報酬水準は、外部調査機関による役員報酬調査データを参考としています。

b. 業績連動報酬等に関する方針

- ・企業業績と役員報酬の連動性を高めるため、連結営業利益金額を業績指標とした年初計画（年初開示）及び前年業績の各比較、ならびに単体の営業利益金額を業績指標とした年初計画（中計開示）及び前年業績の各比較による4指標により算定します。目標業績達成時を100%評価とし0～150%の範囲で変動します。
- ・目標業績達成時の付与額は固定報酬の概ね33～35%としています。
- ・毎年の付与額は、指名・報酬諮問委員会の協議を経て取締役会で決定しています。

c. 非金銭報酬等に関する方針

- ・役員報酬と株主価値の連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値増大に対する貢献意識や株主重視の経営意識を一層高めることを目的として、業績連動型の株式報酬を支給します。
- ・就任後から退任までの間に株式ポイントを毎年度付与し、退任後に累計ポイントを株式に変換して支給します。株式報酬は固定部分と変動部分で構成され、予め役位別に定められた固定部分（5割）及び業績連動指標（ROE及び当期純利益）の達成率（業績連動支給率）に応じて連動付与される変動部分（5割）となります。達成率は目標業績達成時を100%評価とし0～150%の範囲で変動します。
- ・役員在任中はインセンティブを保持し続けるために株式報酬の支給時期は役員退任時とします。
- ・毎年総会後の6月末までに権利を付与し、付与金額は直前に終了する事業年度における役位に応じて算出します。
- ・株式報酬の権利付与額は固定報酬の概ね33～35%としています。
- ・毎年の付与額は、指名・報酬諮問委員会の協議を経て取締役会で決定します。

d. 報酬等の割合に関する方針

- ・当社の役員報酬は基本報酬、短期インセンティブ報酬としての金銭賞与、長期インセンティブ報酬としての業績連動型株式報酬で構成されており、各報酬比率は目標業績達成時において、概ね「60：20：20」となっています。

以上

【ご参考】

取締役候補者選任の基本方針

当社は「弾性を創造するパイオニア」をスローガンに、自動車産業をはじめ医療機器、生活関連などの分野において、素材の持つ「弾性」をコア・テクノロジーとして生かした開発創造型企業を目指しております。既に米国、アジアを中心としてグローバル展開に取り組んでおりますが、今後は、「C A S E」に象徴される自動車産業の新たな息吹を捉え、事業分野の深化と拡大を積極的に推進するとともに、「E S G」を経営戦略に取り入れることによって、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図る所存であります。このような基本方針に基づき、取締役候補者の選任基準を定めております。

取締役候補者の選任手続き

取締役候補者の指名に当たっては、指名・報酬諮問委員会が取締役に答申し、取締役会は、指名・報酬諮問委員会の答申について審議・決定し、取締役の選任に関する議案を株主総会に提出します。

社外取締役の独立性判断基準

当社は「社外取締役の独立性判断基準」を制定し、独立社外取締役は、以下の事項に該当しない者としております。

- (1) 当社及び当社の子会社・関連会社の業務執行者又は過去において業務執行者であった者
 - (2) 当社が主要株主である法人等の団体に所属する業務執行者
 - (3) 当社の主要株主又は当社の主要株主である法人等の団体に所属する業務執行者
 - (4) 当社の主要な取引先及び当社を主要な取引先とする者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者）
 - (5) 当社の主要な借入先その他の大口債権者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者）
 - (6) 当社の会計監査人又は会計参与である公認会計士もしくは監査法人に所属する者
 - (7) 当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービスもしくはコンサルティング業務を提供して多額の報酬を得ている者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
 - (8) 当社から多額の寄付を受け取っている者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
 - (9) 当社が定める社外取締役としての在任年数を超える者
 - (10) 過去5年間ににおいて上記(2)から(8)のいずれかに該当していた者
 - (11) 前各項の定めにかかわらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断される特段の事由が認められる者
- (注) 1：主要株主：総議決権の10%以上を保有する株主のこと

2：主要な取引先：当社との取引額が当社連結売上高の2%以上を占める取引先のこと

3：主要な借入先（その他大口債権者）：当社連結総資産の2%以上を占める借入先（大口債権者）のこと

4：多額の報酬：直近3事業年度において平均して年間1千万円を超えるもの

5：多額の寄付：直近事業年度において年間1千万円を超えるもの

6：在任年数：監査等委員でない社外取締役は6年、監査等委員である社外取締役は12年

【ご参考】第2号議案承認可決後の取締役会の体制

第2号議案が原案どおり承認可決された場合、本総会終了後の取締役会体制は次のとおりとなります。

	氏 名				独立性	性別	取締役 在任期間	当社における地位（予定）
再 任	しま	づ	ゆき	ひこ		男性	18年	代表取締役社長
	島	津	幸	彦				
再 任	なが	みね	みち	お		男性	15年	代表取締役専務
	永	峯	道	男				
再 任	すず	き		とおる		男性	9年	取締役
	鈴	木		徹				
再 任	ます	だ		しげる		男性	2年10ヶ月	取締役
	増	田		茂				
再 任	かじ		まさ	あき		男性	1年	取締役
	梶		雅	昭				
再 任	おち	あい	ひろ	ゆき	独立役員	男性	1年	社外取締役
	落	合	宏	行				
再 任	あか	ばね	まき	こ	独立役員	女性	1年	社外取締役
	赤	羽	真紀子					
	いし	かわ	げん	いち		男性	1年	取締役 常勤監査等委員
	石	川	元	一				
	あさ	の	けん	いち	独立役員	男性	7年	社外取締役 監査等委員
	浅	野	謙	一				
	こ	み	やま	さかえ	独立役員	女性	2年10ヶ月	社外取締役 監査等委員
	小	宮	山	榮				

※ 1. 各取締役の在任期間は、役位にかかわらず、取締役就任期間の累計年数を記載しております。

2. 浅野謙氏は、過去に当社の業務執行者ではない役員（監査役）であったことがあります。

3. 小宮山榮氏は、過去に当社の監査法人であるEY新日本有限責任監査法人の前身（太田昭和監査法人）に在籍していた経歴がありますが、在籍時には当社を担当しておらず、2014年に同社を退職して相当程度の年数が経過していることから、当社の独立性判断基準と照らし合わせ、独立性があると判断しております。

【ご参考】第2号議案承認可決後の取締役のスキルマトリックス

第2号議案が原案どおり承認可決された場合、本総会終了後の取締役のスキルマトリックスは次のとおりとなります。

当社における地位 (予定)	氏名	企業 経営	営業/ マーケティング	技術・ 開発	製造・ 品質	財務・ 会計	法務・ リスクマネジメント	グローバル ビジネス	ESG/サ ステナビ リティ	DX/IT	イノベー ション/新 規事業
代表取締役 社長	島津 幸彦	●	●					●	●		●
代表取締役 専務	永峯 道男	●				●			●	●	
取締役	鈴木 徹	●	●		●			●			
取締役	増田 茂			●	●					●	
取締役	梶 雅昭	●				●		●		●	
社外取締役	落合 宏行	●			●			●	●		
社外取締役	赤羽真紀子	●							●		
取締役 常勤監査等 委員	石川 元一	●				●		●			
社外取締役 監査等委員	浅野 謙一						●				
社外取締役 監査等委員	小宮山 榮					●					

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済活動の自粛、停滞が徐々に緩和されてきたものの、円安や原油高等を背景にエネルギー価格や物価が高騰しており景気は極めて厳しい状況で推移しております。海外につきましても、各国が感染対策緩和にかじを切り、経済活動が活発になる中、終わりの見えなロシア・ウクライナ情勢や物流の混乱など、景気後退も相まって経済の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの主要なお取引先である自動車業界につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、世界的な半導体需要の逼迫を受けて自動車メーカー各社の減産が継続し、材料の供給問題・価格高騰、経済活性化に伴う輸送コストの増加の影響を継続的に受けるなど依然として厳しい状況下ではありましたが、下期以降は徐々に回復してきたことから、国内生産台数は前年と比較して増加に転じました。

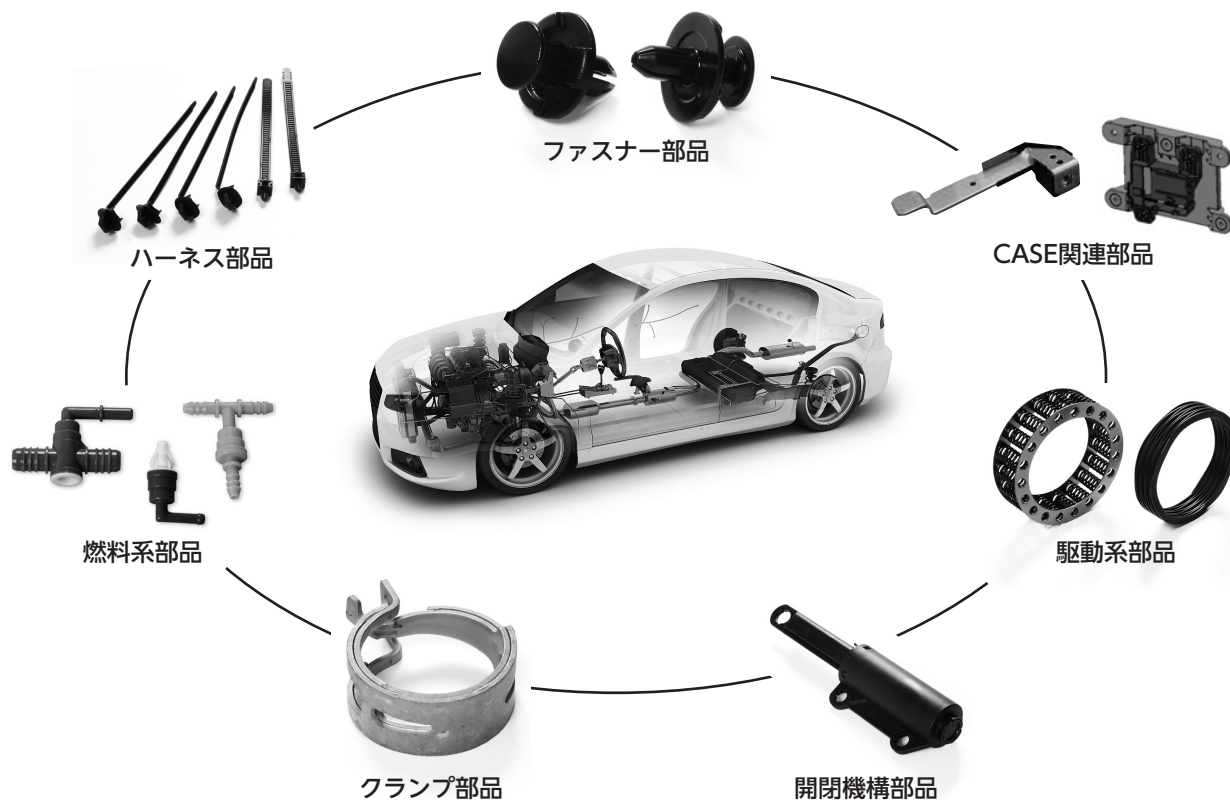
このような需要環境のもと当社グループといたしましては、お取引先からのニーズを確実に捕捉し、日系のお取引先に加え非日系のお取引先にもグローバルに拡販活動を継続的に推進いたしました。新型コロナウイルス感染症や半導体需要の逼迫によるお取引先からの生産縮小等に伴う減産影響を円安による為替が補ったことにより、売上高は58,422百万円と前期比3,278百万円（5.9%）の増収となりました。

一方利益面におきましては、より一層の合理化活動等を推進いたしました。主に原材料費や物流費、エネルギー費用等の高騰により、営業利益は3,949百万円と前期比△1,267百万円（△24.3%）の減益、経常利益は4,868百万円と前期比△908百万円（△15.7%）の減益、親会社株主に帰属する当期純利益は3,375百万円と前期比△848百万円（△20.1%）の減益となりました。

	第106期 (2022年3月期)	第107期 (2023年3月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	55,144	58,422	3,278増	5.9%増
営業利益	5,216	3,949	1,267減	24.3%減
経常利益	5,776	4,868	908減	15.7%減
親会社株主に帰属する当期純利益	4,224	3,375	848減	20.1%減

セグメントの業績は、次のとおりであります。

自動車関連等 売上高 54,016百万円



米国をはじめ新興国市場や非日系のお取引先等にグローバル拡販を積極的に推進いたしました。新型コロナウイルス感染症や半導体需要の逼迫によるお取引先からの生産縮小等に伴う減産影響を円安による為替が補ったことにより、売上高は54,016百万円と前期比3,408百万円（6.7%）の増収となりました。一方利益面においては、より一層の合理化活動等を推進いたしました。主に原材料費や物流費、エネルギー費用等の高騰により営業利益は4,800百万円と前期比△980百万円（△17.0%）の減益となりました。



拡販を積極的に推進いたしましたが、新型コロナウイルスによる病院への訪問規制等の影響を受け、売上高は4,405百万円と前期比△130百万円（△2.9%）の減収となりました。また、利益面においても、合理化活動を推進いたしましたが、減収による限界利益の減少、製造コスト及び販管費用の増加等により営業利益は95百万円と前期比△183百万円（△65.6%）の減益となりました。

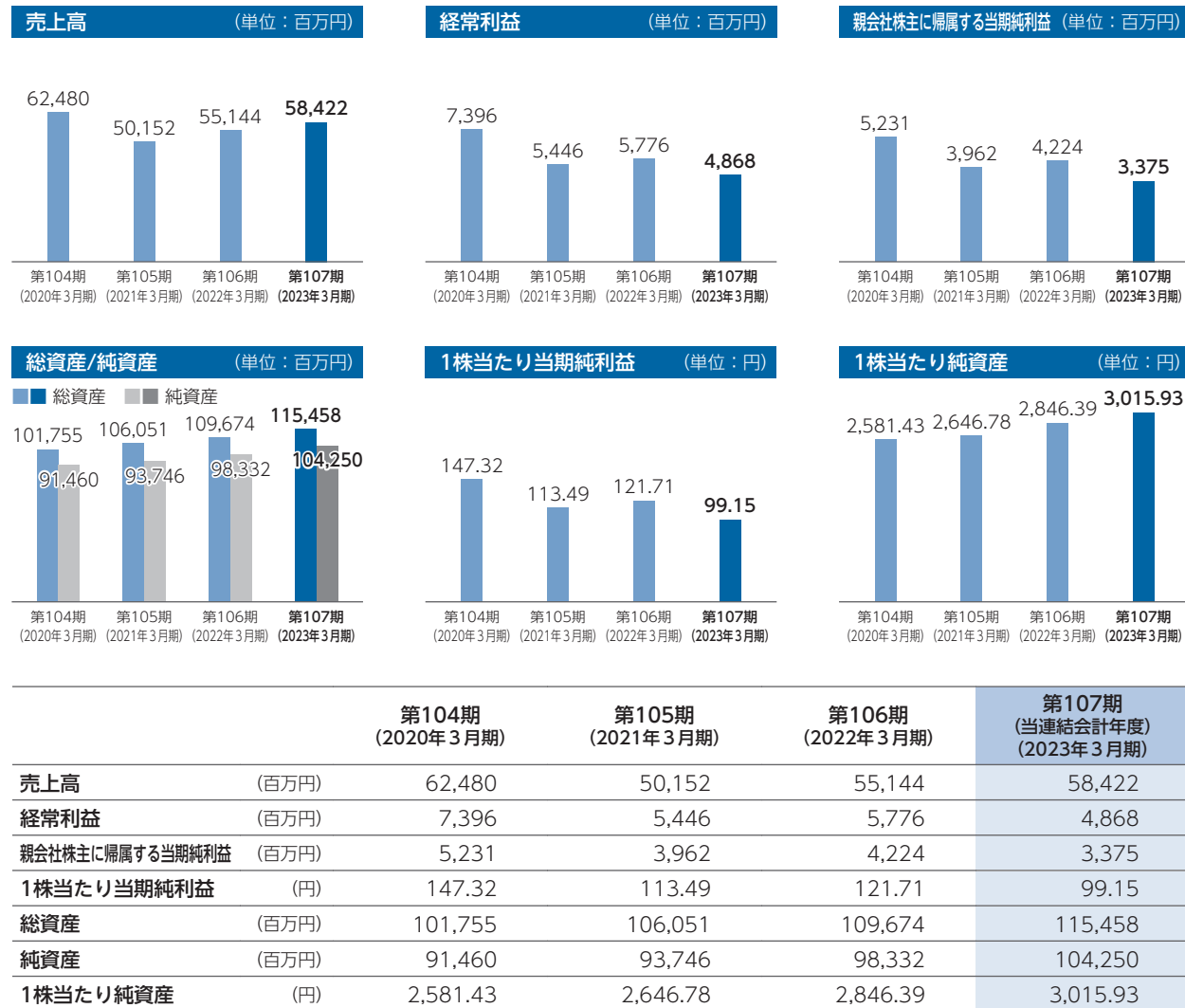
② 設備投資の状況

当社グループにおける設備投資の総額は、4,234百万円で、その内容は建物1,396百万円、生産設備1,093百万円、金型917百万円の投資が主なものであります。

③ 資金調達の状況

当社は、機動的な資金調達の確保の観点から、2022年8月30日に複数の金融機関との間で1,500百万円のコミットメントラインの設定をしております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第106期の期首から適用しており、第106期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
(株)パイオラックス エイチエフエス	40	100.0	精密金属ばね・工業用樹脂ファスナーの製造・販売
(株)パイオラックス メディカル デバイス	490	100.0	医療製品の製造・販売
パイオラックス コーポレーション	1,210万米ドル	100.0	精密金属ばね・工業用樹脂ファスナー及び小型ユニット製品の製造・販売
パイオラックス リミテッド	1,000万英ポンド	100.0	精密金属ばね・工業用樹脂ファスナー及び小型ユニット製品の製造・販売
パイオラックス(タイランド)リミテッド	75,000万タイバツ	100.0	精密金属ばね・工業用樹脂ファスナー及び小型ユニット製品の製造・販売
東莞百樂仕汽車精密配件有限公司	3,310万米ドル	96.0 (96.0)	精密金属ばね・工業用樹脂ファスナー及び小型ユニット製品の製造・販売
パイオラックス 株式会社	22,500百万韓ウォン	67.9	工業用樹脂ファスナーの製造・販売
(株)パイオラックス九州	180	100.0	工業用ファスナー及び工業用プラスチック製品等の製造・販売及び請負
パイオラックス メキシカーナ	11,844万メキシコペソ	100.0	精密金属ばね・工業用樹脂ファスナー及び小型ユニット製品の製造
武漢百樂仕汽車精密配件有限公司	1,500万米ドル	100.0 (100.0)	精密金属ばね・工業用樹脂ファスナー及び小型ユニット製品の製造・販売
百奥来仕（中国）投資有限公司	5,797万米ドル	100.0	中国グループ会社の投資、資金管理、事業管理業務の統括及び主に自動車産業向けの金属製品・樹脂製品の販売

(注) 議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
(株)佐賀鉄工所	310	20.0	自動車及び機械工業向けを主とする六角ボルト、特殊ボルトの製造・販売

当社は、自動車用ボルトの大手メーカーである(株)佐賀鉄工所とグローバルな協力関係を構築することを目指して、資本関係を含む包括的な業務提携契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

当社の主要な取引先である自動車業界においては、C A S E（コネクティッド、自動運転、シェアリング、電動化）対応の加速、部品メーカー同士のコラボレーション、異業種の自動車業界への参入など、100年に一度の大変革期と言われております。世界経済は新型コロナウイルスの影響に伴う経済活動の停滞から回復しつつあるものの依然としてロシアのウクライナ侵攻等を含めた地政学リスクが及ぼす世界情勢への影響が懸念されております。当社を取り巻く環境でも、これらに加えて半導体供給課題等による自動車メーカー各社の減産、原材料の高騰と供給量不足、物流の混乱及び労務費上昇などの要因から不透明感が継続しております。

このような経営環境において、当社グループでは、既存事業の変革、新規及び次世代事業への挑戦、経営基盤強化、将来に向けた積極投資、E S G経営の推進を方針に掲げて取り組んでおります。今後も、D XやI o Tなど新しい技術を積極的に導入し、高い生産性を追求するほか、総コスト削減の徹底による収益基盤の強化にも取り組んでまいります。

① 競争力の強化

自動車メーカーのグローバル展開が進み、部品会社間の競争が国内外を問わず激化している中で、当社グループがサプライヤーとして成長、発展していくためには、お客様に満足いただけるトップクラスの品質、価格、納期及び新製品開発を含めた競争力の強化が不可欠と認識しております。

品質面では、各事業部の品質保証機能を集約した品質保証部を設置し、品質マネジメントシステムに沿った一元的な保証体制を構築しております。

価格面では、開発から製造、販売までの一貫した合理化を積極的に推進することで、競争力の強化を図ってまいります。また、今後の競争力強化の基盤となるインフラ整備にも積極的に取り組んでおり、次世代のグローバルマザー工場を標榜する新真岡工場（栃木県）の建設や働き方改革を交えた横浜地区リニューアル計画を進めてまいります。

② 事業戦略の強化

当社は市場の変化に迅速に対応し、事業分野ごとに開発・製造・販売に至るまで一体運営を進めるために、S B U（戦略的ビジネスユニット）制を導入しております。精密ばね、工業用ファスナーから樹脂・金属を組み合わせたユニット部品へのシフトを進めながら、より付加価値の高い製品の比重をグローバルに高めてまいります。

また、急速に変化する事業環境に対応するため、2022年にはC A S E対応が進む欧州市場でのビジネスの拡大を狙ったドイツ駐在員事務所の開設、自動車の電動化に対応する製品の受注拡大を加速させるための「e商品開発部」や既存の事業領域にとらわれず、医療機器事業に続く第3の柱となる新たな事業の創造を目指した「MIRAI事業部」を設置するなど、当社グループの持続的な成長のための新しい取り組みを進めております。

③ ESG経営の推進

当社は、気候変動への対応や人権尊重など、サステナビリティに関する課題への対応が重要な経営課題の1つであると考えております。今後、さらにこれらの課題への対応を加速させるため、2021年12月にサステナビリティ方針を制定するとともに、サステナビリティ委員会を設置いたしました。サステナビリティに関する取り組みについては、従来のCSRレポートをサステナビリティレポートに改め、より充実した内容と情報開示に努めてまいります。利益を追求するだけでなく、当社のステークホルダーの方々と協力し、持続可能な社会の実現に貢献できる企業を目指してまいります。

〈環境 Environment〉

環境対応については、ISO14001:2015の認証を取得し、全てのお客様及び環境法規制の要請に応える体制を築いております。また、2022年3月に「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」による提言への賛同を表明し、TCFDに基づく情報を開示し、2023年3月には北米・中国の海外拠点を分析対象に追加するなど情報を更新し開示いたしました。今後も気候変動に関連する事業リスクやビジネス機会についての情報開示を拡充してまいります。TCFDの開示と併せて2050年カーボンニュートラルを目指したロードマップも公表しており、2023年4月から真岡工場と富士工場の電力を環境に配慮したグリーンエネルギー電力に切り替えるなど、CO₂排出量削減や資源の有効活用など、脱炭素社会と循環型社会を目指した積極的な活動を今後も展開してまいります。

〈社会 Social〉

当社グループは、従業員の個性や多様性を尊重し、安全で働きやすく一人ひとりが能力を発揮できる職場環境づくりを目指しています。「ダイバーシティの推進」に向けた取り組みの一つとして、2021年1月に女性活躍推進法に基づく優良企業認定「えるぼし」最高位（3段階）を取得いたしました。また、2022年3月には、社員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組む法人として、「健康経営優良法人2022」（大規模法人部門）に認定され、2023年3月には国内グループ統一での「健康経営優良法人2023」（大規模法人部門）に認定されました。当社は、引き続き誰もが働きやすく活躍できる職場環境の整備を進めてまいります。また、事業活動において、安全かつ高品質な製品を提供することで社会への貢献を目指してまいります。

〈ガバナンス Governance〉

当社グループは、中長期的な企業価値の向上を目指すため、コーポレート・ガバナンス体制の構築に努めております。2016年の監査等委員会設置会社への移行後、取締役への株式報酬制度の導入（2017年）、取締役の3分の1を独立社外取締役体制化（2018年）、指名・報酬諮問委員会の設置（2019年）、女性取締役就任（2020年）とガバナンス体制の強化を進めてまいりました。2021年にはプライム市場移行の要件に適合した、より高度なコーポレート・ガバナンスコードへの対応に取り組むなど、ガバナンス強化を順次推進してまいりました。今後

も当社グループは株主、顧客、従業員、取引先など様々なステークホルダーとの関係において、透明性を確保した企業経営の基本的枠組みのあり方を発展させてまいります。

④ 医療機器事業の展開

子会社の㈱パイオラックス メディカル デバイス（PMD）は、ＩＶＲ（血管内治療）からスタートしましたが、消化器に使用する内視鏡治療、脳外科用の整形分野へと業容を拡大し、血管や管腔を利用し身体になるべく傷をつけずに治療する「低侵襲治療」に取り組んでおります。大学病院等との共同研究により、商品企画力・営業力の強化を図りつつ、高齢化社会のニーズを捉え、「人に優しい弾性材料」で作られた医療用具の開発・製造・販売を推進してまいります。

⑤ 資本政策の見直し

当社グループでは、近年の当社株価の低迷の対策を検討してまいりました。株価低迷の要因が、ＲＯＩＣとＷＡＣＣの差である「ＥＶＡスプレッド」のマイナス状態が続いていることにあると認識し、それと共に資本効率性を上げていくことが当社にとって重要であるとの結論に達しました。ＥＶＡスプレッドのプラス化やＰＢＲが１倍を上回るよう、①株主還元策を強化し、資本効率を追求、②バランスシート経営の導入、③グループキャッシュマネジメントの徹底の３つに取り組んでまいります。具体的な資本政策としては、2023年３月期から2025年３月期までの３年間に於いて、自己資本の積み増しの抑制、配当性向100%、機動的な自社株の購入と消却を掲げております。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

コイルばね、薄板ばね、ワイヤーフォーム、金属及び合成樹脂ファスナー、ユニット機構部品、医療用具・医療用機械器具などの製造・販売

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

当社の主要な事業所

名称	所在地
本店	神奈川県横浜市
横浜テクニカルセンター	神奈川県横浜市
真岡工場	栃木県真岡市
富士工場	静岡県富士市
湘南センター	神奈川県足柄上郡大井町
西日本センター	福岡県京都郡苅田町

主要な子会社の事業所（国内）

名称	所在地
(株)パイオラックス エイチエフエス	群馬県安中市
(株)パイオラックス メディカル デバイス	神奈川県横浜市
(株)ピーエムティー	栃木県真岡市
(株)ピーエヌエス	栃木県那須塩原市
(株)パイオラックス九州	福岡県飯塚市

主要な子会社の事業所（海外）

名称	所在地
パイオラックス コーポレーション	米国ジョージア州キャントン
パイオラックス リミテッド	英国ランカシャー州アルサム
パイオラックス株式会社	韓国仁川広域市
パイオラックス（タイランド）リミテッド	タイ国ラヨーン県
東莞百樂仕汽車精密配件有限公司	中国広東省東莞市
パイオラックス インディア プライベート リミテッド	インド国アンドラ・プラデシュ州スリシティー市
パイオラックス メキシカーナ	メキシコ国ヌエボレオン州アポダカ市
ピーティー パイオラックス インドネシア	インドネシア共和国西ジャワ州カラワン県
武漢百樂仕汽車精密配件有限公司	中国湖北省武漢市
百樂来仕（中国）投資有限公司	中国上海市

主要な関連会社

名称	所在地
(株)佐賀鉄工所	佐賀県佐賀市

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
自動車関連等	2,597 (588) 名	28名減 (9名増)
医療機器	200 (31) 名	3名減 (5名増)
全社 (共通)	27 (11) 名	3名増 (－)
合 計	2,824 (630) 名	28名減 (14名増)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時従業員（契約社員、嘱託社員、パートタイマー、アルバイト）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
586 (229) 名	6名減 (9名減)	40.9歳	16.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員（契約社員、嘱託社員、パートタイマー、アルバイト）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 137,370,000株
- ② 発行済株式の総数 38,054,100株 (自己株式2,722,829株を含む。)
- ③ 株主数 16,567名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主の氏名または名称	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社佐賀鉄工所	6,045	17.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,499	12.73
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,606	7.37
加 藤 一 彦	1,100	3.11
パイオラックス取引先持株会	884	2.50
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE THE HIGHCLERE INTERNATIONAL INVESTO RS SMALLER COMPANIES FUND	873	2.47
CEPLUXー THE INDEPENDENT UCITS P LATFOM 2	698	1.97
合同会社はつき	660	1.86
株式会社みずほ銀行	600	1.69
MSIP CLIENT SECURITIES	495	1.40

(注) 1. 当社は自己株式を2,722,829株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、役員向け株式給付信託が保有する当社株式79,484株は自己株式には含んでおりません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

		株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (社外取締役を除く)	2,445株	1 名
	社外取締役	—	—
取締役 (監査等委員)		—	—

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告37頁「ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等」に記載しております。
2. 上記は、退任した会社役員に対して交付された株式も含めて記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2023年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長・社長執行役員	島 津 幸 彦	取締役会議長 百奥来仕（中国）投資有限公司董事長
代表取締役専務・専務執行役員	永 峯 道 男	社長補佐
取締役・上席執行役員	鈴 木 徹	営業部門統括・設計部門統括・購買部門統括
取締役・上席執行役員	増 田 茂	生産物流部門統括・品質保証部門統括 ㈱ピーエムティー取締役社長
取締役・上席執行役員	梶 雅 昭	管理部門統括・IT部門統括・関係会社統括・人事部長 百奥来仕（中国）投資有限公司総裁 東莞百奥仕汽車精密配件有限公司総裁兼董事長 武漢百奥仕汽車精密配件有限公司総裁兼董事長
取締役	落 合 宏 行	社会福祉法人とよた光の里理事長
取締役	赤 羽 真紀子	CSRアジア㈱日本代表
取締役（監査等委員・常勤）	石 川 元 一	監査等委員会委員長 ㈱佐賀鉄工所社外監査役
取締役（監査等委員）	浅 野 謙 一	上野・浅野法律事務所代表 内外テック㈱社外監査役 保証協会債権回収㈱取締役
取締役（監査等委員）	小 宮 山 栄	イマニシ税理士法人社員 年金積立金管理運用独立行政法人経営委員兼監査委員 ㈱ナルミヤ・インターナショナル社外監査役 医療法人メディカルサイエンスラボ監事

- (注) 1. 取締役落合宏行氏及び赤羽真紀子氏、取締役（監査等委員）浅野謙一氏及び小宮山榮氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（常勤監査等委員）石川元一氏、取締役(監査等委員)浅野謙一氏及び小宮山榮氏は以下のとおり、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。
- ・取締役（常勤監査等委員）石川元一氏は、米国子会社社長や医療機器事業の子会社常務取締役を歴任し、また、金融機関在籍時には、経営幹部に就任するなど、企業経営・国際・財務に精通しております。
 - ・取締役（監査等委員）浅野謙一氏は、弁護士資格を有しております。
 - ・取締役（監査等委員）小宮山榮氏は、公認会計士の資格を有しております。
3. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門との十分な連携を可能とすべく、石川元一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 社外取締役落合宏行氏、赤羽真紀子氏、浅野謙一氏、小宮山榮氏につきましては、(株)東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役落合宏行氏及び赤羽真紀子氏、社外取締役（監査等委員）浅野謙一氏及び小宮山榮氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社及び対象子会社の取締役を含む被保険者の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、故意・または重過失に起因する場合を除く）。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

⑤ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

（役員報酬の基本思想）

優秀な人材を確保・維持できる水準であること。

企業価値増大への取組みを促進すること。

株主と利害を共通すること。

- ・ 当社の役員報酬水準は、外部調査機関による役員報酬調査データにて、当社と同事業規模の他企業の水準を確認し設定しています。
- ・ 業務執行取締役の報酬は、基本報酬、短期インセンティブ報酬としての金銭賞与、長期インセンティブ報酬としての業績連動型株式報酬で構成し毎期の持続的な業績改善に加えて中期的な成長を動機づける設計としています。
- ・ 業務執行から独立した社外取締役と監査等委員である取締役に対しては基本報酬のみを支給します。
- ・ 役員報酬決定方針及び毎年の役員報酬は、指名・報酬諮問委員会の協議を経て取締役会で決定しています。また、監査等委員である取締役の報酬水準については、指名・報酬諮問委員会の協議を経て監査等委員会で決定しています。
- ・ 同諮問委員会は業務執行取締役、社外取締役、監査等委員である取締役で構成され、独立社外役員が過半を占める体制としています。
- ・ なお、取締役及び監査等委員である取締役について、退職慰労金制度はありません。
 - a. 基本報酬に関する方針
 - ・ 取締役の役割と役位に応じて金額を決定し、月額固定報酬として支給します。
 - ・ 報酬水準は、外部調査機関による役員報酬調査データを参考としています。
 - b. 業績連動報酬等に関する方針
 - ・ 企業業績と役員報酬の連動性を高めるため、連結営業利益、連結営業利益率を業績指標とした年初計画（開示）及び前年業績比較、ならびに単体の営業利益、単体営業利益率を業績指標とした年初計画（中計開示）及び前年業績比較により算定します。目標業績達成時を100%評価とし0～150%の範囲で変動します。
 - ・ 目標業績達成時の付与額は固定報酬の概ね35%としています。
 - ・ 毎年の付与額は、指名・報酬諮問委員会の協議を経て取締役会で決定しています。
 - c. 非金銭報酬等に関する方針
 - ・ 役員報酬と株主価値の連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値増大に対する貢献意識や株主重視の経営意識を一層高めることを目的として、業績連動型の株式報酬を支給します。
 - ・ 役員在任中はインセンティブを保持し続けるために株式報酬の支給時期は役員退任時とします。
 - ・ 毎年5月末に権利を付与し、付与金額は直前に終了する事業年度における役位に応じて算出します。

- ・ 株式報酬の権利付与額は固定報酬の概ね24％としています。
- ・ 毎年の付与額は、指名・報酬諮問委員会の協議を経て取締役会で決定します。

d. 報酬等の割合に関する方針

- ・ 当社の役員報酬は基本報酬、短期インセンティブ報酬としての金銭賞与、長期インセンティブ報酬としての業績連動型株式報酬で構成されており、各報酬比率は目標業績達成時において、概ね「63：22：15」となっています。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	180 (17)	119 (17)	33 (－)	27 (－)	9 (3)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	34 (13)	34 (13)	－ (－)	－ (－)	4 (2)
合計 (うち社外取締役)	214 (31)	153 (31)	33 (－)	27 (－)	13 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等にかかる業績指標は連結営業利益、連結営業利益率を業績指標とした年初計画及び前年業績比較、ならびに単体の営業利益、単体営業利益率を業績指標とした年初計画及び前年業績比較であり、当該指標を選択した理由は企業業績と役員報酬の連動性を高めるためであります。当社の業績連動報酬は、職位別の基準額に乗じて定めております。本年度の連結営業利益額は3,949百万円、連結営業利益率は6.8%、単体営業利益額は340百万円、単体営業利益率は1.3%となります。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役の金銭報酬限度額は、2016年6月28日開催の第100回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）について年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）について年額50百万円以内と決議いただいております。第100回定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名、取締役（監査等委員）の員数は3名です。
- また、取締役の金銭報酬限度額は別枠で、2017年6月28日開催の第101回定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬の限度額を7年間で560百万円以内と決議いただいております。第101回定時株主総会終結時点での取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名です。
5. 報酬等の額には、支給予定の役員賞与金が含まれております。
6. 当社は、2005年6月29日開催の第89回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止しております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役落合宏行氏は、社会福祉法人とよた光の里理事長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役赤羽真紀子氏は、CSRアジア(株)日本代表であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）浅野謙一氏は、上野・浅野法律事務所代表及び内外テック(株)社外監査役、保証協会債権回収(株)取締役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）小宮山榮氏は、イマニシ税理士法人社員及び年金積立金管理運用独立行政法人経営委員兼監査委員、(株)ナルミヤ・インターナショナル社外監査役、医療法人メディカルサイエンスラボ監事であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査等委員会への出席状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 落 合 宏 行	2022年6月24日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。 他社の業務執行者として長年の経験を有し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 赤 羽 真紀子	2022年6月24日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。 他社の業務執行者及びサステナビリティの第一人者として長年の経験を有し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役（監査等委員） 浅 野 謙 一	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。弁護士として、培ってきた知識、経験を有し、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役（監査等委員） 小 宮 山 榮	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。公認会計士として、培ってきた知識、経験を有し、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(注) 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	52
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52

(注) 1. 当社の重要な海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または会計監査人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査等委員会は、会計監査人の再任の適否について毎期検証します。会計監査人が会社法や公認会計士法等の法規に違反または抵触した場合のほか、当社が会計監査人の独立性、効率性、信頼性、監査に関する品質などにおいて適正でないと判断した場合には、会計監査人を解任または不再任とします。

⑤ 責任限定契約の概要

該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社グループは、コンプライアンス全体を統括する組織として当社代表取締役社長を委員長とし、当社監査等委員である取締役が参加する「コンプライアンス委員会」を設置する。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当取締役を指名し、その事務局を経営管理部に置く。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制構築のための規程の整備、マニュアルの制定、情報システムの構築など実務的対応策を策定し、取締役会及び監査等委員会の承認を得て、当社及び当社グループの各業務部門に展開する。

またコンプライアンス委員会は、取締役及び使用人が法令・定款及び当社の経営方針を遵守した業務運営を遂行するよう研修等により指導する。

当社及び当社グループは、役員及び使用人が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気が付いたときは、経営管理部長、業務監査部長または監査等委員である取締役に通報する体制を設け、通報者を保護し、不利益な取り扱いをしない。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループは、コンプライアンス、製品の品質、技術情報、環境、災害などに係るリスク管理について、それぞれの対応部署において規程、マニュアルの制定、研修の実施、内部監査を実施する体制をとる。

また品質、環境については、環境マネジメントシステム「ISO14001」、品質マネジメントシステム「IATF16949」など国際認証審査機関による定期的な外部審査を受審する。

会社の財政状態及び経営成績など財務情報の適正性及びその開示の適時性の確保については、経営管理部が法令及び内部規程に基づいて管理する。これらリスク管理体制の信頼性とトレーサビリティを担保するため、統合されたコンピューターシステム（ERP）を構築する。

全社の内部監査を担当する業務監査部は、監査等委員である取締役及び会計監査人と連携しつつ、各部門の業務運用状況の適正性及び会計処理の正確性を監査し、社長に報告する。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例取締役会を月1回開催し、経営の基本方針及び重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督を行う。

また執行役員制度を採用するとともに、取締役会の業務執行権限の一部を経営会議に委譲し、会社の意思決定の迅速化を図る。経営会議は、役付執行役員及び上席執行役員によって構成され、月1回開催し、取締役会における経営方針に基づき、具体的な業務執行のために必要な意思決定を行う。併せて、取締役会と経営会議との経営情報の共有化を図り、業務運営の方針徹底と経営上のリスクに対する感応度を高める体制を構築する。

当社は、中期経営計画を立案すると同時に、年度方針及び予算を策定する。各事業分野を担当するSBU（戦略的ビジネスユニット）は、これを受けてSBU予算と行動計画を作成し、これに基づく業績管理を行う。

④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及び当社グループは、法令ならびに社内規程に基づき文書等（電磁的記録を含む。）の保存及び管理を行う。

取締役は、これら文書等をいつでも閲覧することができる。

⑤ 当社及び当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社コンプライアンス委員会は、当社及び当社グループのコンプライアンスの理念の統一を図り、グループ全体のコンプライアンスを統括する。

当社は、子会社及び重要な関連会社に対し、当社の役員または使用人を取締役または監査役として派遣し、それらの業務運営を定常的に監督する。

子会社及び関連会社の経営については、定期的に書面により、ないし当社取締役会において業績報告を受けるとともに、重要な経営事項の決定に関しては社内規程に基づき、原則として当社の事前承認を取得する。

業務監査部は、監査等委員である取締役及び会計監査人と連携しつつ、社内規程に基づき、子会社の監査を行う。

⑥ 反社会的勢力を排除するための体制

当社及び当社グループは、反社会的勢力による不当要求に対し、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。関係部署は、外部の専門機関と連携して反社会的勢力に関する情報を収集・管理し、研修等により社内への周知徹底を図る。

⑦ 監査等委員会及び監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会及び監査等委員である取締役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会及び監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人として必要な人員を配置する。取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当該人員が監査等委員会または監査等委員である取締役の命令する補助職務を行うに当たり、一切の制約をしてはならない。

当該人員を人事異動ないし制裁するときは、事前に監査等委員会の同意を得るものとし、また人事評価について、監査等委員である取締役は意見を述べることができる。

⑧ 監査等委員会への報告体制ならびにその他監査等委員会及び監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び当社グループの取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、または法令・定款に違反する重大な事実を知ったときは、直ちに監査等委員会に報告する。

当社及び当社グループは、上記の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いをしない。

また監査等委員である取締役は、取締役会のほか、重要な経営事項の決定がなされる会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）または使用人に説明を求めることとする。

監査等委員会は、社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

⑨ 当社の監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社及び当社グループは、監査等委員である取締役がその職務の執行について、当社及び当社グループに対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等を請求したときは、担当部門において必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

監査等委員である取締役が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議された「内部統制システムの基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備運用しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

① 業務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組み状況

原則として月1回の取締役会を開催する他、役付執行役員及び上席執行役員が出席する経営会議を開催することによって、具体的な業務執行のための意思決定や意見交換、業績管理を行っており、当社全体として、業務執行に関する適正な監督の実効性及び経営の効率性を確保しております。

② 監査・監督の実効性の確保に対する取り組み状況

社外を含む監査等委員である取締役は、監査等委員会において定めた監査計画に基づく監査の実施とともに、取締役会等への出席及び会計監査人との情報交換ならびに内部統制システムの活用により、業務執行取締役の監査・監督に関する実効性を確保しております。

③ 財務報告に係る内部統制に対する取り組み状況

内部監査部門担当は、内部統制に関する監査計画に基づき当社グループ全体の財務報告の信頼性と適正性を確保するため内部統制評価を実施し、取締役会に報告しております。

④ コンプライアンス確保に対する取り組み状況

外部機関に内部公益通報窓口を設け、必要に応じてコンプライアンス委員会を適宜開催しており、全社的なコンプライアンス体制の向上を図るとともに取締役会への報告を実施しております。

(7) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスとは、株主、顧客、従業員、取引先など様々な利害関係者（ステークホルダー）との関係において、法令及び倫理を遵守し透明性を確保した企業経営の基本的枠組みのあり方と理解しております。

① 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利の実質的な確保のため、法令に従い適切に対応するとともに、外国人株主や少数株主にも十分に配慮し、全ての株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を進めていきます。

② 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、企業価値を財務的価値のみならず、これと密接な関係にある社会的価値の総和として捉え、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会など、各ステークホルダーに対するビジョンに基づいて適切な協働を実践していきます。また、当社の役職員は、コンプライアンスを最優先の課題と受け止め、全てのステークホルダーの権利・立場を尊重するとともに、各ステークホルダーと協働する企業風土の実現に向けて、リーダーシップを発揮していきます。

③ 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、財務情報のみならず、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスなどの非財務情報についても、自主的に、明快な説明を行うべく、経営陣自らバランスの取れた、分かりやすく有用性が高い情報提供に取り組んでいきます。

④ 取締役会等の責務

取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上、収益力・資本効率などの改善を図るため、以下をはじめとする役割・責務を適切に果たしていきます。

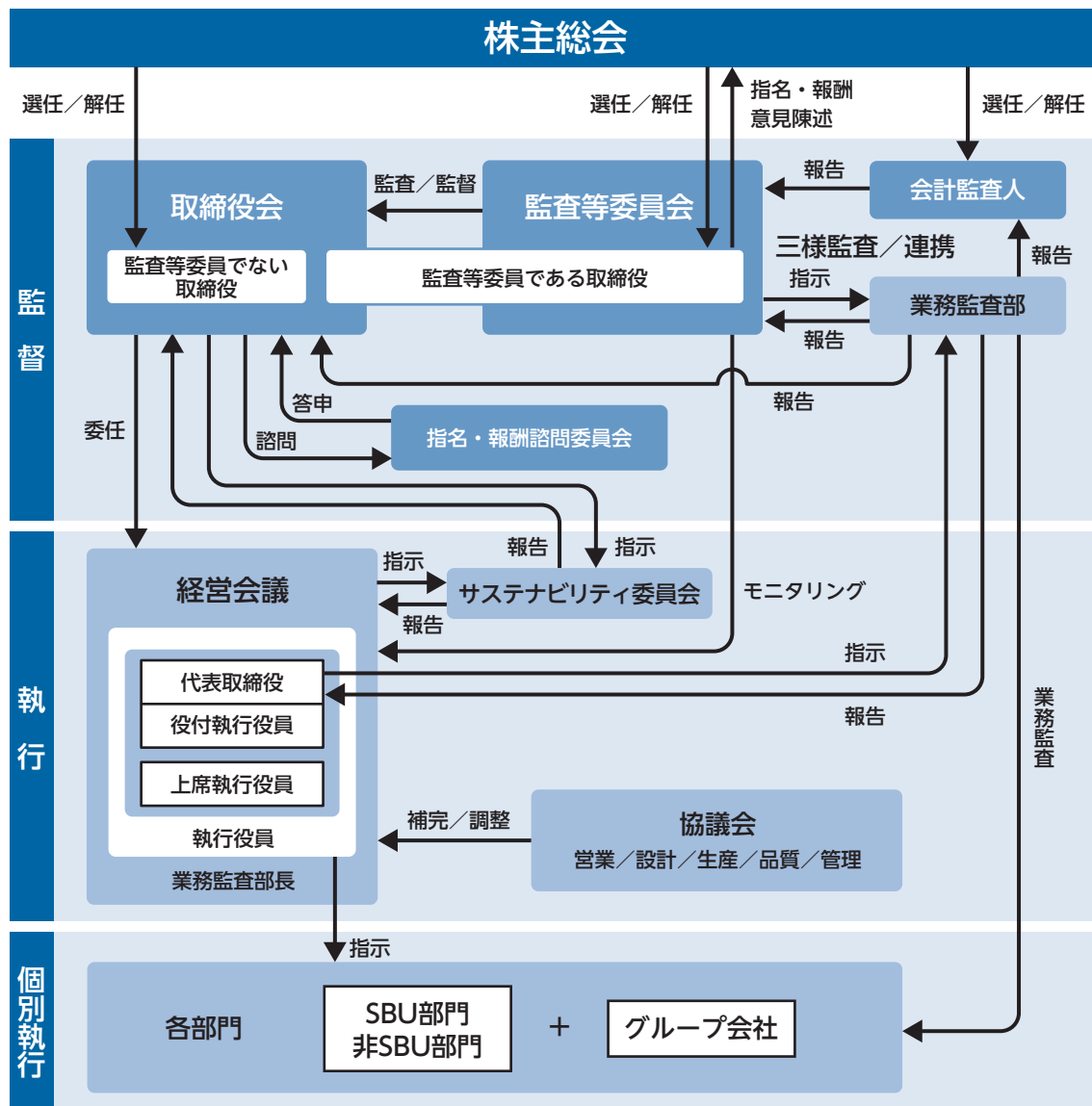
イ. 長期ビジョンや中期経営計画など、重要な企業戦略を定め、その実行を推進します。

ロ. 内部統制システムやリスク管理体制を整備することで、経営陣によるリスクテイクを適切に支えます。

⑤ 株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、代表取締役をはじめとした経営陣幹部による様々なインベスター・リレーションズ活動、シェアホルダー・リレーションズ活動により、株主との間で建設的な目的を持った対話を推進していきます。

【ご参考】
当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は次のとおりです。



連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第107期 2023年3月31日現在	(ご参考) 第106期 2022年3月31日現在
資産の部		
流動資産	66,906	64,135
現金及び預金	36,973	35,505
受取手形及び売掛金	13,549	12,187
電子記録債権	1,640	1,566
有価証券	1,864	2,535
商品及び製品	5,554	5,321
仕掛品	2,186	2,082
原材料及び貯蔵品	3,047	2,859
未収還付法人税等	322	88
その他	1,806	2,022
貸倒引当金	△38	△34
固定資産	48,551	45,538
有形固定資産	25,514	23,736
建物及び構築物	7,816	7,710
機械装置及び運搬具	6,796	6,599
工具器具備品	2,431	2,132
土地	5,830	5,603
リース資産	415	419
建設仮勘定	2,224	1,271
無形固定資産	1,607	1,705
その他	1,607	1,705
投資その他の資産	21,429	20,096
投資有価証券	20,064	18,723
繰延税金資産	354	409
その他	1,019	963
貸倒引当金	△8	△0
資産合計	115,458	109,674

科目	第107期 2023年3月31日現在	(ご参考) 第106期 2022年3月31日現在
負債の部		
流動負債	8,281	8,821
買掛金	2,756	2,680
リース債務	115	262
未払法人税等	282	359
賞与引当金	936	917
資産除去債務	18	—
その他	4,171	4,601
固定負債	2,927	2,519
リース債務	162	142
繰延税金負債	2,276	1,976
役員株式給付引当金	113	93
退職給付に係る負債	269	217
資産除去債務	100	81
その他	5	7
負債合計	11,208	11,341
純資産の部		
株主資本	95,225	94,077
資本金	2,960	2,960
資本剰余金	2,572	2,572
利益剰余金	94,362	93,221
自己株式	△4,670	△4,677
その他の包括利益累計額	7,445	2,814
その他有価証券評価差額金	1,009	878
繰延ヘッジ損益	△0	△0
為替換算調整勘定	6,375	2,097
退職給付に係る調整累計額	59	△160
非支配株主持分	1,579	1,440
純資産合計	104,250	98,332
負債純資産合計	115,458	109,674

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第107期 2022年 4 月 1 日から 2023年 3 月31日まで	(ご参考) 第106期 2021年 4 月 1 日から 2022年 3 月31日まで
売上高	58,422	55,144
売上原価	43,730	40,066
売上総利益	14,691	15,077
販売費及び一般管理費	10,742	9,860
営業利益	3,949	5,216
営業外収益	1,324	1,050
受取利息	277	148
受取配当金	59	33
持分法による投資利益	688	769
その他	298	98
営業外費用	404	490
支払利息	19	8
その他	385	481
経常利益	4,868	5,776
特別損失	111	182
減損損失	111	182
税金等調整前当期純利益	4,756	5,594
法人税、住民税及び事業税	946	1,412
法人税等調整額	338	△110
当期純利益	3,471	4,292
非支配株主に帰属する当期純利益	96	68
親会社株主に帰属する当期純利益	3,375	4,224

連結株主資本等変動計算書

第107期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年4月1日 残高	2,960	2,572	93,221	△4,677	94,077
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,235		△2,235
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,375		3,375
自己株式の取得				△0	△0
株式給付信託による 自己株式の処分				7	7
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,140	7	1,147
2023年3月31日 残高	2,960	2,572	94,362	△4,670	95,225

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益累計額 合計		
2022年4月1日 残高	878	△0	2,097	△160	2,814	1,440	98,332
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△2,235
親会社株主に帰属する 当期純利益							3,375
自己株式の取得							△0
株式給付信託による 自己株式の処分							7
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	131	0	4,278	220	4,630	139	4,769
連結会計年度中の変動額合計	131	0	4,278	220	4,630	139	5,917
2023年3月31日 残高	1,009	△0	6,375	59	7,445	1,579	104,250

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第107期 2023年3月31日現在	(ご参考) 第106期 2022年3月31日現在
資産の部		
流動資産	29,755	29,156
現金及び預金	11,272	13,027
受取手形	8	28
電子記録債権	1,339	1,251
売掛金	6,154	5,842
有価証券	1,864	2,535
製品	1,404	1,403
仕掛品	1,275	1,284
原材料及び貯蔵品	1,039	1,045
前払費用	192	175
未収入金	2,940	2,408
未収還付法人税等	259	59
その他	2,029	118
貸倒引当金	△25	△21
固定資産	35,251	35,682
有形固定資産	9,829	8,748
建物	1,686	1,841
構築物	64	77
機械及び装置	1,425	1,617
車両運搬具	5	5
工具器具備品	336	275
土地	4,914	4,738
建設仮勘定	1,394	193
無形固定資産	243	248
借地権	5	5
ソフトウェア	97	121
その他	139	121
投資その他の資産	25,178	26,686
投資有価証券	2,334	2,145
関係会社株式	16,244	16,244
出資金	0	0
関係会社出資金	5,765	5,765
従業員長期貸付金	0	1
関係会社長期貸付金	280	2,030
破産更生債権等	8	—
長期前払費用	58	53
その他	646	625
貸倒引当金	△160	△180
資産合計	65,007	64,839

科目	第107期 2023年3月31日現在	(ご参考) 第106期 2022年3月31日現在
負債の部		
流動負債	8,831	9,064
買掛金	1,575	1,483
未払金	806	1,120
未払費用	498	500
未払法人税等	20	48
預り金	4,591	4,591
前受収益	8	4
賞与引当金	625	607
資産除去債務	18	—
その他	685	707
固定負債	449	309
繰延税金負債	226	125
役員株式給付引当金	113	93
資産除去債務	84	65
その他	24	24
負債合計	9,280	9,373
純資産の部		
株主資本	55,109	54,974
資本金	2,960	2,960
資本剰余金	2,571	2,571
資本準備金	2,571	2,571
利益剰余金	53,950	53,822
利益準備金	512	512
その他利益剰余金	53,437	53,310
配当平均積立金	700	700
圧縮記帳積立金	852	852
別途積立金	49,285	49,285
繰越利益剰余金	2,600	2,472
自己株式	△4,373	△4,380
評価・換算差額等	617	491
その他有価証券評価差額金	617	492
繰延ヘッジ損益	△0	△0
純資産合計	55,726	55,466
負債純資産合計	65,007	64,839

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第107期 2022年 4 月 1 日から 2023年 3 月31日まで	(ご参考) 第106期 2021年 4 月 1 日から 2022年 3 月31日まで
売上高	25,913	25,645
売上原価	21,255	20,528
売上総利益	4,657	5,116
販売費及び一般管理費	4,317	4,112
営業利益	340	1,004
営業外収益	2,685	2,079
受取利息及び配当金	2,560	1,954
その他	124	125
営業外費用	301	310
支払利息	14	15
その他	286	294
経常利益	2,724	2,773
特別損失	34	182
減損損失	34	182
税引前当期純利益	2,689	2,591
法人税、住民税及び事業税	194	391
法人税等調整額	53	△159
当期純利益	2,441	2,359

株主資本等変動計算書

第107期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金						
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
				配当平均 積立金	圧縮記帳 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金		
2022年4月1日 残高	2,960	2,571	512	700	852	49,285	2,472	△4,380	54,974
事業年度中の変動額									
剰余金の配当							△2,314		△2,314
当期純利益							2,441		2,441
自己株式の取得								△0	△0
株式給付信託による 自己株式の処分								7	7
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	－	127	7	134
2023年3月31日 残高	2,960	2,571	512	700	852	49,285	2,600	△4,373	55,109

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
2022年4月1日 残高	492	△0	491	55,466
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△2,314
当期純利益				2,441
自己株式の取得				△0
株式給付信託による 自己株式の処分				7
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	124	0	125	125
事業年度中の変動額合計	124	0	125	260
2023年3月31日 残高	617	△0	617	55,726

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

株式会社パイオラックス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	板谷 秀穂
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大石 晃一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社パイオラックスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パイオラックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

株式会社パイオラックス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	板谷 秀穂
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大石 晃一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社パイオラックスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第107期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行い、その監査の実施状況について報告を受けるとともに意見交換を行いました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月24日

株式会社パイオラックス 監査等委員会

常勤監査等委員 石川 元 一 印

監 査 等 委 員 浅 野 謙 一 印

監 査 等 委 員 小 宮 山 榮 印

(注) 監査等委員浅野謙一及び小宮山榮は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

TKP ガーデンシティPREMIUM 横浜駅新高島 Aホール（受付：Bホール）

神奈川県横浜市西区みなとみらい五丁目1番1号 横浜グランゲート2階

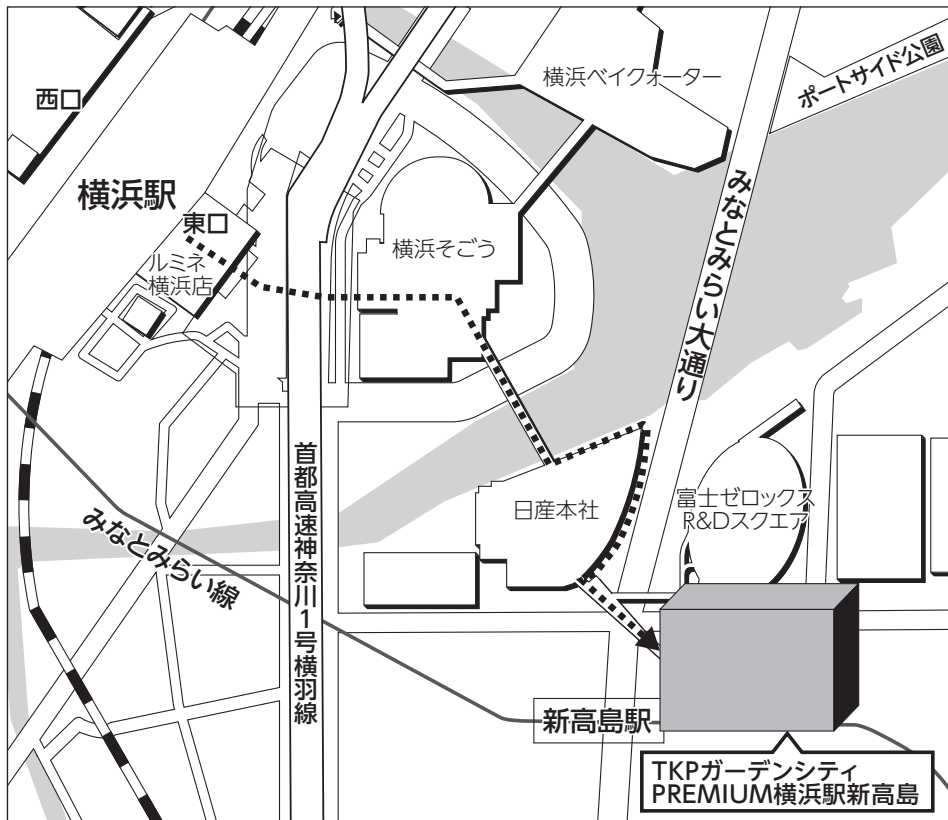
TEL (045) 577-3880(代)

※昨年までと会場が異なります。お間違えのないようお願い申し上げます。

交通

みなとみらい線「新高島駅」4臨港パーク口 徒歩1分

JR、東急東横線、京急本線「横浜駅」東口 徒歩7分



※ 駐車場はご用意いたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※ 本株主総会においては、お土産はご用意しておりません。また、懇親会の予定もございません。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。